

■ 令和 6 年度 第3回岐阜市地域福祉推進委員会

第3期地域福祉推進計画の 重点施策・進行管理について

令和 6 年9月27日



目 次

1	重点施策について	P3
2	重点施策（1）コミュニティソーシャルワーカーの配置	P5
3	重点施策（2）多様な主体による地域貢献活動（地域参加）の推進 . . .	P9
4	重点施策（3）誰もが集える居場所づくりへの支援	P11
5	重点施策（4）ひきこもり状態にある方への支援	P13
6	重点施策（5）高齢者等が抱える課題への総合的な対応	P15
7	進行管理について	P17

1 重点施策について

【基本理念】

手をつなごう 誰もが安心していきいきと 心豊かに暮らせる 市民が主役のまちづくり

【基本方針】

①「知る・育む」

1 助け合う・支え合う意識の向上

2 地域福祉の担い手づくり

3 広報・啓発活動の充実

②「つながる・支え合う」

1 多様な交流の場・居場所づくり

2 地域住民を取り巻くネットワークづくり

3 災害に備えた助け合いの関係づくり

③「受け止める・寄り添う」

1 困りごとを解決する仕組みづくり

2 権利擁護の推進

3 再犯防止対策の推進

【取組の方向性】

【重点施策】

(1) コミュニティ
ソーシャルワーカーの配置

(2) 多様な主体による
地域貢献活動(地域参加)の促進

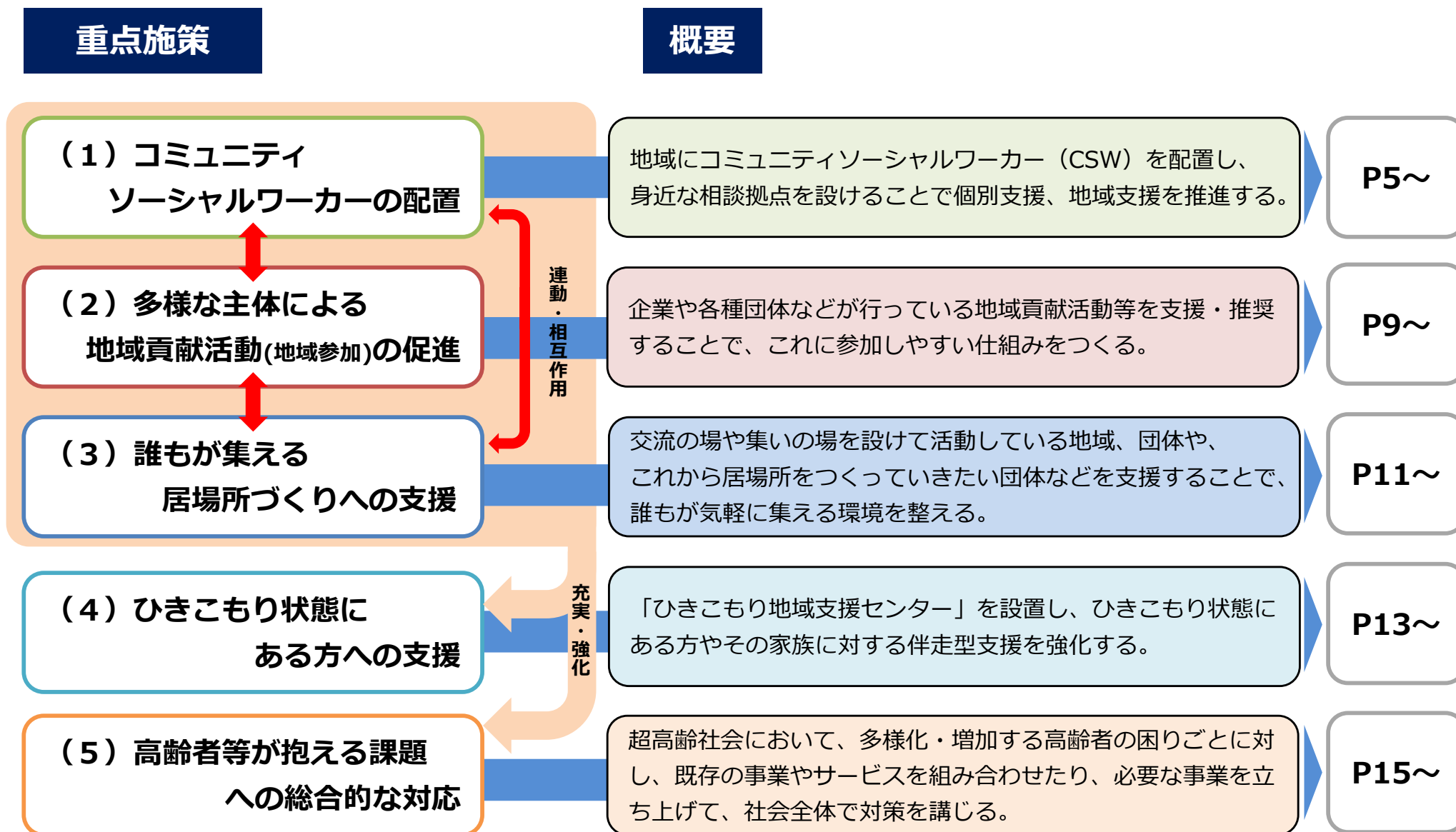
(3) 誰もが集える居場所づくり
への支援

(4) ひきこもり状態にある方
への支援

(5) 高齢者等が抱える課題への
総合的な対応

1 重点施策について

基本理念を共有し、地域福祉の推進を図るため、基本方針、取組の方向性を踏まえて、次に掲げる**5つの重点施策を推進**します。



2 重点施策(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置 ①

▶地域活動支援の現状

現状

個人を対象とする「包括的相談支援」と地域を対象とする「地域づくり支援」を実施

包括的相談支援（個人への支援）

各支援機関



福祉まるごと支援員

解決困難な事案

各支援機関が窓口となり、個人の生活課題を解決。特に解決困難な事案は、福祉まるごと支援員が連携調整役となり、支援機関の役割の分担や伴走型支援などを実施

地域づくり支援（地域への支援）

地域福祉コーディネーター



社協支部

地域支援

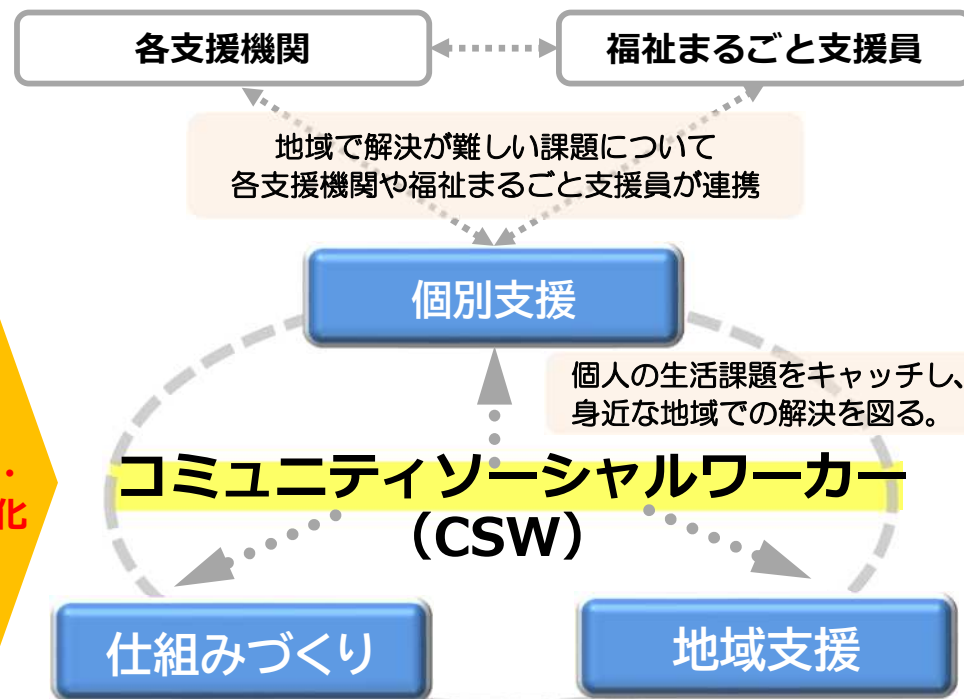
各社協支部（50支部）に対し、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロンの開催、民生委員等と連携した活動など、地域の自主的な助け合いをサポート

課題

- 多様な福祉課題の解決には、個人への支援と地域への支援の連携を、さらに強化・一体化する必要がある。

目指すべき姿

「地域福祉のネットワーク化」



日常生活圏域（地域包括支援センター区域）に
CSWを配置（19圏域）

CSWがより身近な相談窓口として、住民の課題を早期に発見し、必要なサービスに繋ぐとともに、地域の課題を解決する力を向上する。

2 重点施策(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置 ②

▶コミュニティソーシャルワーカーとは

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域の関係者や支援機関などの「**つなぎ役**」となり、そのネットワークを活かして、支援を必要とする人を、地域の活動や公的サービスに結び付けたり、制度やサービスがない場合には、一緒に考えながら新たな仕組みを作り出したりする福祉の専門職

役割

個別支援

住民や地域の困りごとに対応し、「福祉まるごと支援員」とも連携しながら適切な支援機関やサービス、地域活動につなげる。

地域支援

社協支部の活動をはじめとする、多様な主体の地域活動の支援や、集い、学び合い、支え合いの場づくりの創出に向けた取り組みを幅広くサポートする。

仕組みづくり

関係機関や団体等と連携し、地域の活動、様々な制度などを組み合わせながら、地域の実情に合った仕組みを一緒に考え、支え合いの取り組みを形にする。

具体的活動

- ・個別相談への対応、支援
- ・相談会の実施
- ・地域包括支援センター等との連携
- ・福祉まるごと支援員との協働

- ・社会福祉法人等との協働
- ・地域活動の立ち上げ・運営支援
- ・出前講座や講演会の実施
- ・地域情報等の発信

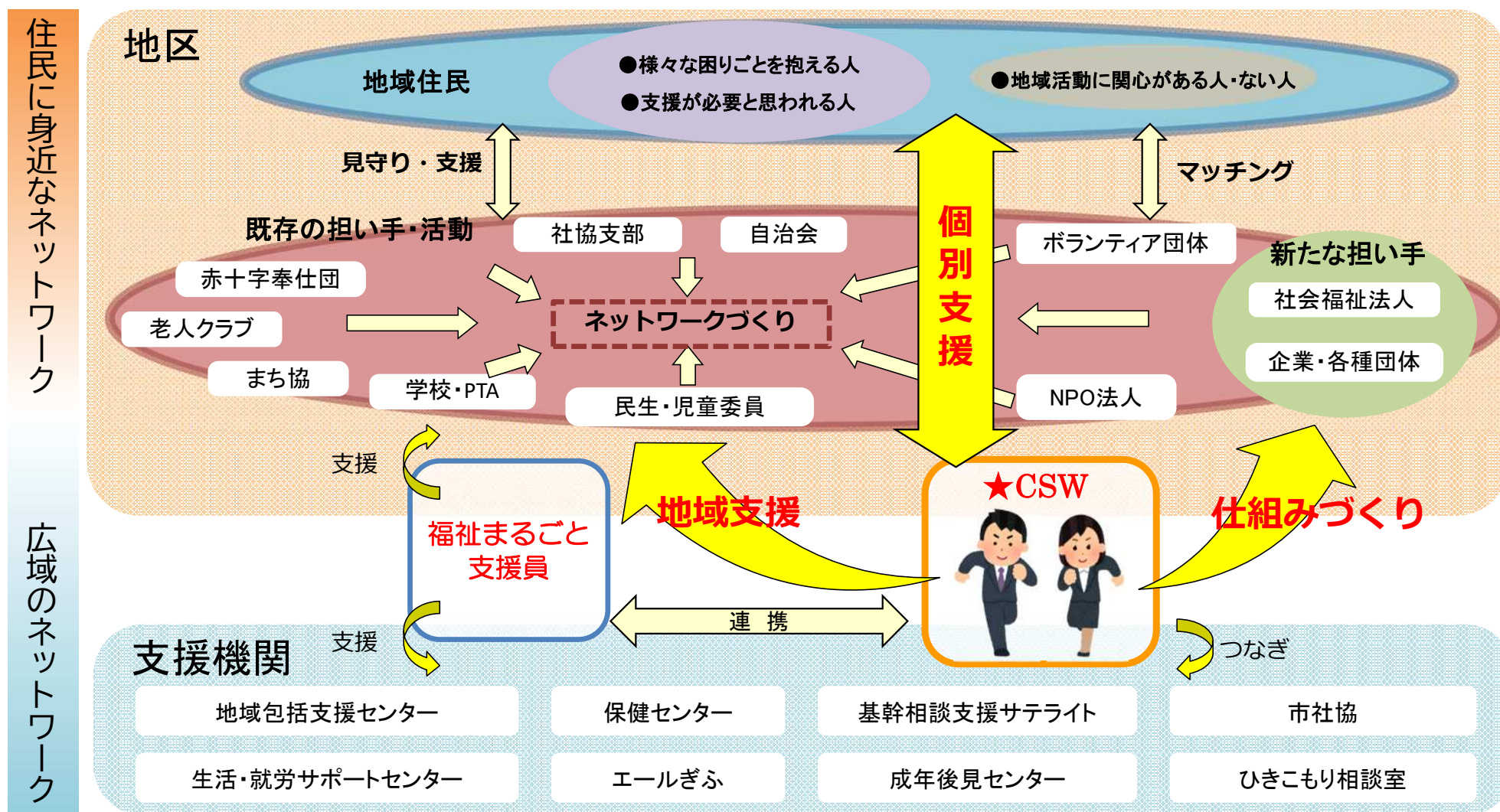
- ・地域課題の共有や見える化
- ・活動団体同士のつなぎ
- ・プラットフォームの構築
- ・地域のキーパーソンとの交流

2 重点施策(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置 ③

▶CSWの活動イメージ

様々な困りごとやどこに相談したらいいかわからないことなどを、地域住民や関係する機関・団体とのネットワークを通じて、一緒になってサポートします。

福祉まるごと支援員や支援機関とも連携しながら、適切な支援につなげていきます。



2 重点施策(1) コミュニティソーシャルワーカーの配置 ④

▶配置計画（案）

- ・ R7 モデル地区（日常生活圏域）を選定
- ・ 3年間のモデル事業を経て、地域拠点にCSWを常駐化していく
- ・ 順次エリアを拡大し、R12に全域（19圏域）配置（予定）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
概要	実施準備 モデル事業開始 （1年目）	（2年目）	（3年目）	本格実施 → エリア 拡大	→ エリア 拡大	→ 全域
内容	①実施調査 ②CSWの具体的なあり方検討 ③地域包括支援センター等との連携方法検討 ④課題抽出と対応 ⑤モデル地区の選定 ⑥広報・周知など	PDCA ・ 支援事例の検証など ・ モデル地区を順次拡大	・ 支援体制の構築 ・ エリア展開の方針決定	・ 各エリアの地域福祉コーディネーターをCSWに転換 地域包括支援センター所在の全19圏域に順次展開		

3 重点施策(2) 多様な主体による地域貢献活動（地域参加）の促進 ①

▶促進に向けた取組み

子ども・若者・各種団体・企業（大企業も地元企業）など、多様な主体が、さらに地域に参画することを促進する仕組みをつくります。

方策

- ・アンケートやヒアリングに基づき、関心のある企業等にアプローチ、福祉出前講座を開催
- ・地域活動への参加を希望する企業等と地域ニーズとのマッチング
- ・地域貢献活動に対する企業風土の醸成の支援や、インセンティブの活用
- ・学校との連携により、児童・生徒を対象に次世代の担い手を育成
- ・企業、ボランティア団体、NPO法人、地縁組織などに対する社会参加や就労支援の受け入れ調整
- ・取組事例の紹介、周知による参加機運の向上

効果

- ・地域活動に関わる人材育成が促進される
- ・ボランティア活動や地域活動が身近なものとして感じる機会が増える
- ・社会参加のきっかけづくりの場が広がる
- ・多様な担い手が参画する地域活動が実現される

スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アンケート等調査					
アプローチ・マッチング					
事例収集・紹介・活動周知					

3 重点施策(2) 多様な主体による地域貢献活動（地域参加）の促進 ②

▶ 取り組み例

例えば・・・
企業に対して、



4 重点施策(3) 誰もが集える居場所づくりへの支援 ①

▶居場所づくりに向けた取組み

誰もが気軽に参加できる居場所づくりなどに取り組んでいる地域や団体、これから居場所をつくっていききたい団体や個人を支援します。

方策

- ・既存の居場所に係る調査・情報収集、リスト等の作成、HP・SNS等活用した情報発信
- ・助成金に関する情報など、活動の継続に役立つ情報の提供
- ・市民・地域・企業・団体等が居場所を創出又は運営するための人材・場所・財源を調整
- ・課題を抱えた方の居場所を調査・研究し、オーダーメイドの居場所づくり

効果

- ・既存の居場所（ふれあい・いきいきサロン、子どもの居場所等）の充実や活性化
- ・課題を抱える方へ社会参加の場（居場所）の提供に繋がる

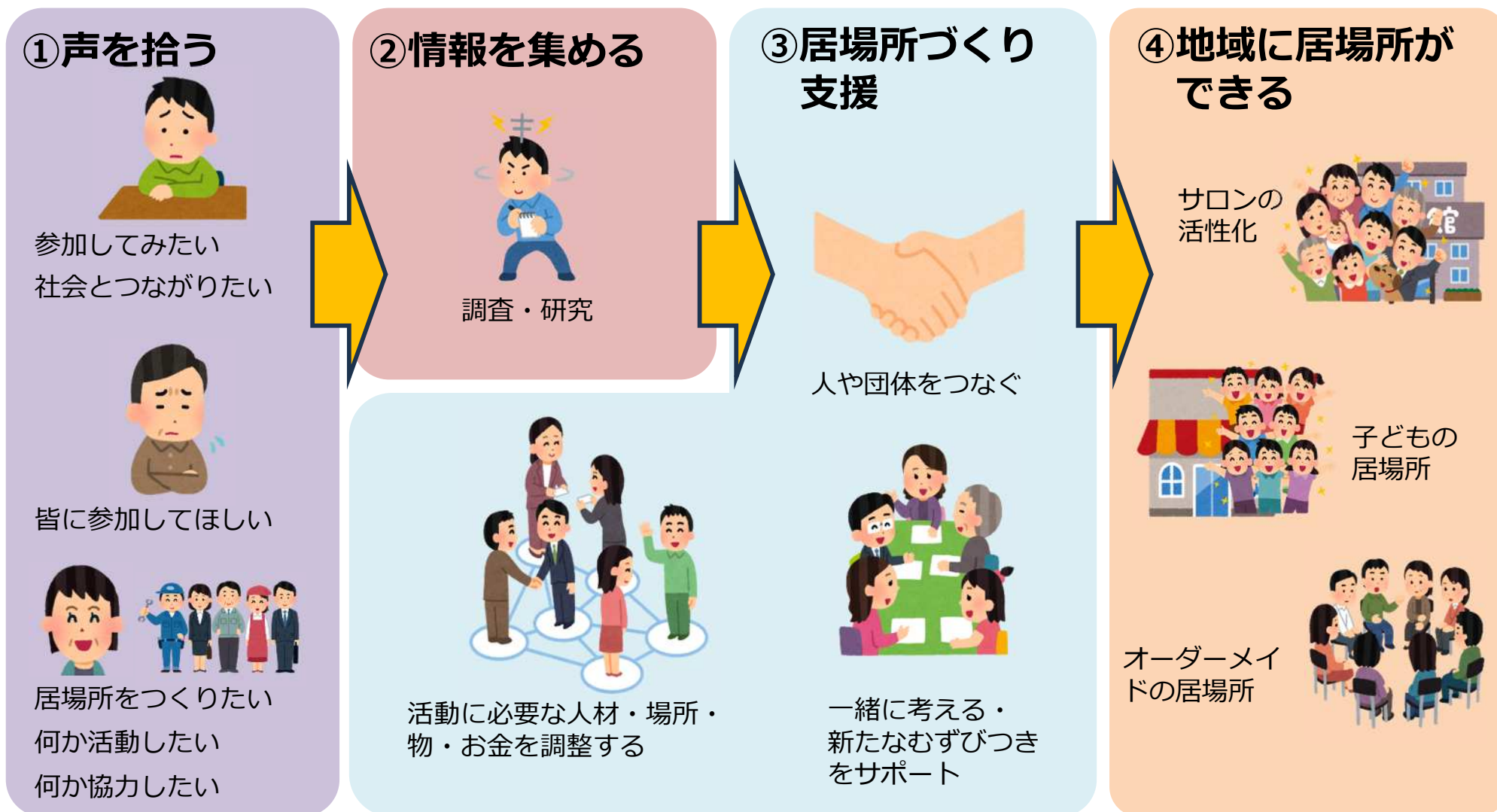
スケジュール

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査・情報収集			調査・情報収集		
情報提供	一覧・マップ作成		情報提供		
既存の居場所支援	方法検討		支援		
新たな居場所づくり	調査・研究	立ち上げ準備	モデル実施	一部圏域で立ち上げ	

4 重点施策(3) 誰もが集える居場所づくりへの支援 ②

▶事業スキーム

居場所に関するニーズを調査・研究し、実態に即した支援を行うことで既存の居場所を活性化するとともに、オーダーメイドの居場所を創出します。



5 重点施策(4) ひきこもり状態にある方への支援 ①

▶ひきこもり支援の取組み

現状

ひきこもり状態にある方の増加 ⇒ 岐阜市に推計4,800人

▶効果的なひきこもり支援体制の構築が必要

方策

ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり状態にある方や生きづらさを抱える方を受けとめる環境を充実

ひきこもり地域支援センターとは

- ・ 行政が運営するひきこもりに特化した**相談窓口**
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士などの資格を有する**コーディネーター**を配置
- ・ 地域における**ひきこもり支援の拠点**として機能

センターの機能

- 1 相談支援
- 2 居場所づくり
- 3 連絡協議会・ネットワークづくり
- 4 当事者会・家族会開催
- 5 講演会・研修会開催
- 6 サポーター派遣・養成
- 7 多職種専門チームの設置 ほか

必須事業

任意事業

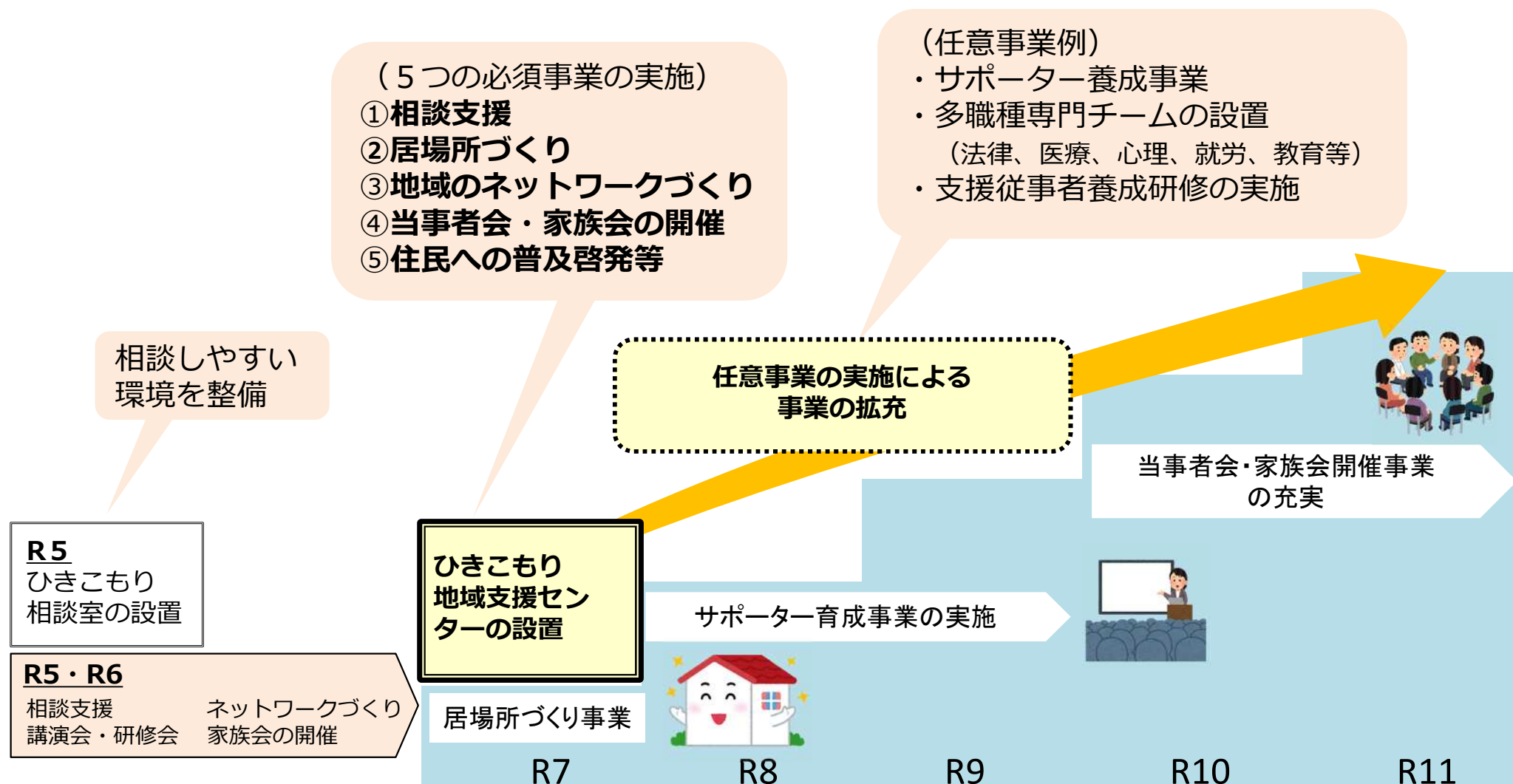
- ・ より相談しやすい環境
- ・ 安心して過ごせる場所
- ・ 自らの役割を感じられる機会

を提供

5 重点施策(4) ひきこもり状態にある方への支援 ②

▶ 支援充実のロードマップ

「ひきこもり地域支援センター」を設置し、5つの事業を実施



6 重点施策(5) 高齢者等が抱える課題への総合的な対応 ①

▶ 高齢者等を取り巻く環境

背景

・ 2025年 団塊の世代がすべて75歳以上

→ 高齢者人口は増加を続け、**2040年**ごろには**ピーク**を迎える

・ 単独世帯、高齢者夫婦のみの世帯の増加

・ 要支援・要介護認定者数の増加



暮らしや住まいの生活課題を抱える高齢者の増加や、身寄りのない人の増加など、総合的な対応が必要

高齢化率

約34.5%

(2025年:約29.4%)

各ライフステージにおける生活課題



6 重点施策(5) 高齢者等が抱える課題への総合的な対応 ②

▶取組み内容

権利擁護



- ▶虐待防止 **拡**
- ▶成年後見制度の利用促進 **拡**

暮らし



- ▶身元保証代替支援 **新**
- ▶各種手続き等日常生活支援 **新**
- ▶死後事務支援 **新**

取組み例

- ▶高齢者等住宅防火対策事業
- ▶高齢者交通安全事業
- ▶ひとり暮らし高齢者等安否確認支援事業
- ▶市営墓地の在り方 など

住まい



- ▶重層事業における居住支援の強化 **新**
- ▶居住支援法人等との連携・調整 **新**
- ▶空き家総合窓口・相談
- ▶建築物等耐震化促進事業 など

スケジュール

(新規・拡充の取組み)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1) 権利擁護	虐待防止普及啓発、成年後見利用促進				
(2) 暮らし	協議会設置	ガイドライン策定	支援強化		
(3) 住まい	居住支援協議会の開催・居住支援法人との連携(個別ケース対応)				

7 進行管理について

1. 第3期計画の進行管理体制

○岐阜市地域福祉推進委員会において、施策の進捗の検証・評価を行う（年1回）

2. 進行管理の方法

（1）重点施策の進行管理

☞重点施策の実施状況の把握、点検

（2）評価内容・手順

①PDCAサイクルによる達成状況の管理

☞Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)

☞経過、実施結果、課題等を評価

②指標による評価

☞市民意識調査の結果により評価

（3）点検・評価の公表

☞市公式ホームページに掲載

☞市民をはじめ地域の多様な主体との共有

